

## 生産性向上設備投資促進税制に関する FAQ

(平成 26 年 6 月 27 日)

一般社団法人日本産業車両協会

日本産業車両協会では、経済産業省より[先端設備（A 類型）に係る仕様等の証明を行う工業会等](#)の一つに指定されたことを受け、平成 26 年 5 月 13 日に「[生産性向上設備投資促進税制に係る証明書発行について](#)」をホームページに掲載し、証明業務の開始に関するご案内をさせていただきましたが、その後お問い合わせの多かったご質問と、それらに対する私どもの回答を以下にまとめましたので、証明団体をお探しの場合のご参考としていただきたく存じます。

Q1：フォークリフトはこの税制が適用されますか？

A1：この税制は、具体的な製品の種類毎に適用の可否を決めているものではなく、固定資産のうち、「機械装置」に該当するもの（注 1）が適用の対象となります。従って、もしフォークリフトであっても、「車両運搬具」ではなく、「機械装置」として資産に計上されている場合は、最新モデルや生産性の向上、価格等の適用要件を満たせば、税制の適用を受けることができます。これはフォークリフト以外の他の製品についても同様です。

（注 1：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）の別表第二 機械及び装置の耐用年数表 参照）

Q2：日本産業車両協会が先端設備（A 類型）に係る仕様等の証明を行うことができる機械装置はどのようなものですか？

A2：日本産業車両協会は、産業車両（フォークリフト、無人搬送車システム等）の製造メーカーによって構成されております。従って、これら以外の機械装置について証明のご相談ご依頼を頂戴しても、場合によっては仕様等の該当の適否に関する十分な知見を持っていないことから、責任を持って証明書の発行を行うことができず、他の団体様をご紹介させていただく場合もございます。あらかじめご了承ください。

Q3：証明書発行まではどのくらいかかりますか？

A3：A2 のお答えの通り、産業車両に含まれる機械装置の場合、必要な様式や要件への適用を示す根拠が明記されている場合、おおむね申請受領後一週間をめどに証明書の発行を行っております。ただし申請が一時期に集中してあった場合は、事務処理上、それよりも少しお時間を頂戴することもあり得ますので、あらかじめご了承ください。

以上